

愛知県南海トラフ地震被害予測調査に係る委託業務共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1 愛知県が発注する愛知県南海トラフ地震被害予測調査に係る委託業務を受託するため結成する共同企業体の取扱いについては、愛知県南海トラフ地震被害予測調査に係る委託事業者選定プロポーザル実施要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(形態及び出資比率)

第2 共同企業体の形態は、構成員が共同して当該業務を行う方式とし、構成員の出資割合は、各構成員の業務割合に応じて定め、各構成員の業務遂行能力を反映した適正なものとする。

なお、すべての構成員が30%以上の出資比率であるものとする。

(代表者)

第3 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(資格確認の申請)

第4 共同企業体により愛知県南海トラフ地震被害予測調査に係る委託事業者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1）、企業体の結成、運営等についての協定書（様式第2）及び企業体の見積、契約締結等の権限についての委任状（様式第3）を知事に提出しなければならない。

(1) 企業体の名称

(2) 企業体の構成員の商号又は名称、所在地及び代表者の職氏名

(3) 対象委託業務名及び委託場所

2 知事は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

(申請の受付)

第5 資格確認の申請の受付期間は、令和6年7月18日から令和6年8月1日までとし、受付場所は、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課とする。

(資格の認定)

第6 資格確認の申請があったときは、その内容を審査し、資格の認定を行うものとする。

2 前項の認定は、調査に係る業務についてのみ有効とする。

3 申請書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルに参加することができない。

(存続期間等)

第7 認定を受けた共同企業体の存続期間は、プロポーザルの結果により愛知県が契約を締結した共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結された日をもって終了するものとする。

2 契約企業体の存続期間は、契約に係る業務の完了後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても、当該業務について瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。